

香川県条例第47号

香川県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例

香川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成11年香川県条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第185条第1項第3号及び第189条第3項の規定に基づき、香川県介護保険審査会の公益を代表する委員及び要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を定めるものとする。

（公益を代表する委員の定数）

第2条 介護保険法第185条第1項第3号の条例で定める員数は、18人以内とする。

（要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数）

第3条 介護保険法第189条第3項の条例で定める数は、3人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。